

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 7 月 24 日

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

畑寺発電所及び肱川発電所 F I T 特定卸供給

(2) 対象発電所

畑寺発電所（愛媛県松山市畑寺町）

肱川発電所（愛媛県大洲市肱川町宇和川）

(3) 予定供給電力量

64,672,000 k W h （受給期間合計）

【内訳】

令和 9 年度 ： 32,336,000 k W h

令和 10 年度 ： 32,336,000 k W h

なお、対象発電所は水力により発電を行うため、気象状況等により F I T 特定卸供給する電力量が変動することから、予定供給電力量を保証するものではない。

(4) 契約期間及び供給期間

契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

供給期間 令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時まで

(5) 仕様

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本案件は、紙入札方式で実施する。

イ 入札は 1 k W h 当たりの固定プレミアム単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 入札参加申込書の受領期限の日から落札者の決定の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 過去に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (7) 小売電気事業者としての令和6年度及び令和7年度の電力供給実績の平均が32,336,000kWh以上であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同法2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 入札書及び入札参加申込書等の提出方法等

- (1) 入札参加申込書及び添付書類（以下、「入札参加申込書等」という。）の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

イ 提出期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 8 年 8 月 26 日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。以下同じ）。

郵送等による場合は、期間内に（４）に掲げる場所に必着のこと。

（２）入札書の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。電送による提出は、認めない。

持参する場合は、（３）に示す日時及び場所において関係者立会いの下で行うものとする。

なお、入札参加申込書等と同封して郵送等により提出する場合は、それぞれ別の封筒に入れ、件名及び入札書又は入札参加申込書等であることを表書したうえで、同封すること。

イ 郵送等による提出期限

令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時 15 分までに（４）に掲げる場所に必着のこと。

（３）開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 1 時 30 分

場所 愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第一別館 5 階）

（４）入札参加申込書等及び入札書の提出場所並びに問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790－8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 （089）912－2794

4 その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下、「会計規則」という。)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)イに示す提出期間内に、入札参加申込書等を3(4)に示す場所に提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。